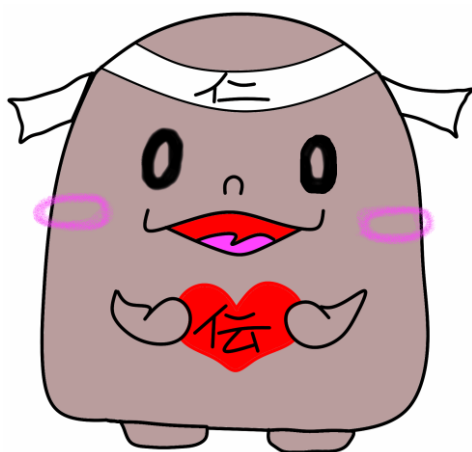


柳北小学校いじめ防止基本方針



令和6年4月2日
柳井市立柳北小学校

目 次

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

2 本校のいじめ防止基本方針

- (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (2) いじめ防止に向けた組織づくり
- (3) いじめに関する調査研究等の実施
- (4) 組織力を生かした早期発見
- (5) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体について
- (4) 調査を行うための組織について
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

4 取組の年間計画

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

いじめ防止対策の意義

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域や家庭、柳井市教委等その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係¹⁾にある他の児童が行う心理的または物理的な影響²⁾を与える行為³⁾（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ防止対策推進法」の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、必要に応じ家庭と連携し、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

- 1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- 3) 「行為」とは、「仲間外れ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか否かの判断をする必要がある。

さらに、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するが否かを判断しなければならない。

いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめの把握及び対応

学校は、「背景にいじめがあるのではないか。」との認識の下、全ての教職員による日頃からの児童のきめ細かな行動観察はもとより、短いスパンでの生活アンケートや、生活ノート等の定期的に学校と家庭で交わされる連絡帳、個別の教育相談等により実体把握に努めるとともに、アンケートや面談等で、児童や保護者から、いじめを受けた旨の申し出は重く受け止める。学校は組織として、いじめか否かを迷うようないじめの初期段階、或いは、いじめにつながるような前段階の児童生徒間トラブルも含め、把握したすべての情報を「いじめ問題対策協議会」に集約し、定義に照らして、適切ないじめ認知に努める。また、認知したいじめについては、教育委員会に適切に報告するとともに、家庭や、必要に応じて専門家・関係機関等と連携し、速やかな対応・解決を図る。

いじめの認知について

いじめ認知件数は、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告であるという認識が重要である。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案（「一過性だから。」「すぐ収まったから。」などといって、いじめが発生しなかったことにはならない）についても漏れなく認知件数に計上する。

トラブルであってもいじめであっても、「学校が組織として、児童生徒の実態をしっかりと把握し、真摯に対応すること」が重要である。

（１）いじめ認知に関する考え方

- ① いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- ③ いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、「いじめ認知力の低下があるのではないか。」などの課題意識をもちながら、減少の理由を十分考察する必要がある。
- ④ いじめの認知件数が零または僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合もあると考えられるが、解決に向けた対策がとられることなく放置されたいじめが潜在する場合があることも懸念される。
- ⑤ 発生しているいじめを漏れなく認知した上で、いじめに向き合い、その解決に取り組むことが極めて重要であることから、認知件数が多い学校については、「いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解決に向けた取組のスタートラインに立っている。」と認識することが必要である。

- ⑥ 学校は、年度末や年度当初等の適切な時期に、いじめ認知件数等の自校の状況について、学校運営協議会に公表し検証を仰ぐことにより、いじめ対策の工夫改善に努める。

いじめの段階

(1) レベル1【日常的衝突としてのいじめ】

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突（いわゆる「児童間トラブル」、軽微なものでは、「ふざけ」や「いたずら」、「ちょっかい」など、程度が重くなると「口論」や「けんか」などが挙げられる）の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

※ 「兄弟姉妹間のいじわるやけんか、保護者に叱られた等の家族間で生じたケース」を除く。

※ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要。

(2) レベル2【教育課題としてのいじめ】

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

(3) レベル3【重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ】

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、または、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法第28条】

※ 児童・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とはいえない。」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

いじめへの対応

好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、学校いじめ問題対策協議会への情報共有は行うこと。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒から相談を受けた場合、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ問題対策協議会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反し得る。

いじめの解消の定義の明確化

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織「いじめ問題対策協議会」を置く。これは、いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待されるからである。

いじめ防止対策のために、本校が常設する組織の役割は以下の通りである。

- 本校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関する情報を定期的に共有するための児童理解連絡会議(月に1回以上職員会議後)等を設け、いじめを未然に防ぐための取組を具現化する役割
- いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

この組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが大切であり、この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、この組織は、学校基本方針の策定や見直し、本校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割がある。

また、本校においては、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、生徒指導部会等の組織も活用していく。

このいじめ防止に係る組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、本校の実情に応じて工夫する。

なお、重大事態の調査等、緊急を要する調査等について、本校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

（２） いじめ防止に向けた組織づくり

いじめの未然防止対策や、問題が起こった後の迅速かつ的確な対応を行っていくためには、その中枢となる機関の設置にあたり、この組織の性格として、次の２面性をもたせることで、いじめに係る諸問題に向けて、総括的に対処できるようにする。

第一に、いじめを未然に防止するための効果的な教育環境等を積極的に提供するために、いじめに係る情報等の収集と児童生徒や保護者に向けた情報提供のための精査を行うことである。これにより、本校教育におけるいじめの未然防止に係る啓発等を積極的に行うことができるようにする。

第二に、いじめに係る問題が発生した場合において、特に重大事態に発展する可能性を含む事案であったり、あるいはすでに重大事態に発展している事案であったりする場合において、本校単体では問題解決が難しいと判断される場合、本機関が即座に柳井市教委と連携をとり、対処できるようにする。

◆ 本校が設置する「柳北小学校 いじめ問題対策協議会」

本校においては、いじめ防止に向けた組織的な取組を行っていくために、また、いじめやいじめによる重大事態が起こった場合の対処の機関として、次のように「柳北小学校いじめ問題対策協議会」を設置する。

「柳北小学校いじめ問題対策協議会」

- 構成員
 - ・ 学校運営協議会委嘱者
 - ・ 学校長
 - ・ 教頭
 - ・ 生徒指導主任
 - ・ 特別支援教育校内コーディネーター
 - ・ 担任
 - ・ 養護教諭
 - ・ 学校教育課生徒指導担当指導主事
 - ・ 柳井市担当スクールカウンセラー
 - ・ （必要に応じて）岩国児童相談所担当職員
 - ・ （必要に応じて）柳井市家庭相談員
 - ・ その他、状況に応じた専門的な知識を有する者
 - ・ 必要に応じて、関係の学校担当者
- 会の開催
 - ・ 定例会
(年1回開催 第2回学校運営協議会に合わせ同時開催)
 - ・ 臨時会
(重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定する)
- 会の成立及び議案について
 - ・ 協議会における議案は、生徒指導主任により取りまとめ提案する
 - ・ 協議会は、構成員の2/3の参加又は委任状をもって、成立とする。また、議案の成立も同様とする
- 会における決議について
 - ・ 本協議会において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする
- 会の指導について
 - ・ 本協議会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本協議会の構成員が直接指導に当たるものとする

（３） いじめに関する調査研究等の実施

本校は、いじめの防止及び早期発見のため、定期的または臨時的にいじめに関する調査を実施し、実態把握に基づく適切かつ迅速な対応はもとより、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、柳井市教委等と連携して、調査研究を実施し、その成果を得るよう努めるようにする。

また、いじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、人権等に係る啓発協議会を随時開催し、保護者等に対し、いじめの問題や取組についての理解を促すよう、広報啓発の充実に努めるようにする。

（４） 組織力を生かした早期発見

いじめの早期発見のためには、教育相談体制の充実が必要不可欠である。本校では、校内の教育相談体制の整備・充実に努めるほかに、心理や福祉の専門家等を活用し、教育相談体制を拡充していくことも視野に入れていじめの早期発見に努めるようにする。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評価項目にいじめに関する内容を盛り込むなどしてPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会や学校支援地域本部、放課後児童生徒教室など、本校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（５） 学校におけるいじめの防止等に関する措置

本校では、いじめ根絶に向けた年間指導計画のもと連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。その際、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとする。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

① いじめ防止のための積極的な取組

柳井市においては、いじめ等他者を著しく傷つける行為を絶対にしない、許さないといい心情を子どもの中に確実に育んでいくために、「人間力」「社会力」を基盤とした子どもの豊かな人格形成をめざしている。ここで言う「人間力」とは、人間（社会人）として社会の中で自立して力強く生きていく力のことであり、「社会力」とは、人が人とつながり社会をつくる力のことである。この「人間力」「社会力」は、いじめを未然に防止する上で必要不可欠な心情の基盤となるものであり、本校においても、子どもの人格形成における重要事項として、「人間力」「社会力」の育成に、学校全体を挙げて積極的に取り組んでいく。

ア)「人間力」を育む道德教育の充実

社会の中で自立して力強く生きていくためには、ある難解な課題に直面したとき、自分なりの解決方法を見出しつつ、課題解決に必要なものを取捨選択して生かしながら、自分の力で解決していかなければならない。そこで、学校においては、教育活動全体を通して、「人間力」の育成を重点に置いた道德教育を推進する。道德教育を通じて「人間力」を育てていくためのポイントとして、以下のことが考えられる。

- ◇ 目標をもち、その達成のために着実にやり抜く強い意志をもつことができるようにする
- ◇ 目標を達成したときの満足感・達成感を得られるようにする
- ◇ 自ら考え、判断し、実行し、自己の行為の結果に責任をもつことができるようにする
- ◇ 生きることについての意味を見だし、よりよく生きたいという願いをもつことができるようにする
- ◇ 自己を肯定的にとらえ自分の個性を伸張し、自己実現に努めることができるようにする

イ)「社会力」を育む集団づくりの場の充実

子どもと子どもとがつながり、よりよい社会を形成していくためには、子どもが互いに相手の立場や思い等を積極的に理解した上で、自ら他者に対してどのように関わればよいか意思決定できなければならない。また、その関わり方自体が正しいものなのかどうか振り返り、自ら強化・修正できる力も必要である。そこで学校においては、子どもが他者との関わり方を意思決定したり、強化・修正したりできる場を積極的に設けるようにする。

このような集団づくりの場を設けるためのポイントとして、以下のことが考えられる。

- ◇ 調査等による集団における子どもの意識や立場等の把握
- ◇ 子どもの意識や立場等を踏まえた上での効果的な集団づくりの場の設定
(特に体育・保健体育や特別活動等)
- ◇ 子どもが自分の強化・修正した関わり方を生かすことのできる場の設定

②早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように努める。あわせて、週一回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、アンケートをファイリングすることによって、子どもの変化を早期に発見し、情報を共有して全職員で対応していく。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

④いじめ解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないため、まずは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状況が少なくとも3か月以上の期間継続していることを目安として判断する。ただし、いじめの被害の重大性等に関わらず、さらに長期の期間が必要と判断された場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

次に、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点（3か月を目安）において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認を行う。

3 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条（以下第28条）に基づき、本校では、「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあるととらえる。また、第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委の判断を参考にしながら、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長及び県教育長へ、事態発生について報告する。

（３） 調査の趣旨及び調査主体について

第２８条で言う調査について、本校においても、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うようにする。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、調査組織等、市教委の判断を仰ぐ。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、市教委が主体となっていく場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと考えられる場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委に調査を依頼する。

学校が調査主体となる場合であっても、第２８条第３項に基づき、市教委に対し、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を依頼する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童または保護者が望む場合には、第２８条第１項の調査に並行して、県教育長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第２８条第１項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教委または学校が中心となっていく、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等）。

（４） 調査を行うための組織について

本校において、事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、柳井市教委からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。

学校における調査において、柳井市教委が調査主体となる場合、柳井市教委に設置する「柳井市いじめ問題対策協議会」を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査主体となる場合、本校の「柳北小学校いじめ問題対策協議会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法を講じながら調査を行うようにする。

（５） 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特

定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第28条の調査を実りあるものにするためには、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめ問題対策協議会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、柳井市教委の指導を積極的に仰ぎ、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たるようにする。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うようにする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する
- 詳しい調査を行うに当たり、学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくようにする
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、市教委の推薦により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うようにする
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めるようにする
- 学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を必ず市教委に依頼し行うようにする
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意をする

（６） その他の留意事項

① 重大事態の把握と対処

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、柳井市教委の積極的な支援を求めることとする。例えば、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は柳井市教委の協力を得て、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者またはその設置する学校による対処)

学校は柳井市教委の助言を受けて、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート調査の項目等については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、柳井市教委から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けるようにする。

③ 調査結果の報告

調査結果については、学校は柳井市教委を経て県教育長に報告する。

また、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、柳井市教委を経て、調査結果の報告に添えて県教育長等に送付する。

4 取組の年間計画

	校内研修等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」内容の確認	○学級開き ○1年生おめでとう集会	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○PTA 総会「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○参観日 ○家庭連絡週間 ○学校運営協議会 ○柳北小応援団総会
5月	○情報交換会	○スポーツフェスティバル	○身体測定	
6月		○薬物乱用防止教室（6年）	○身体測定 ○教育相談	○日曜参観日
7月	○全教職員による取組評価		○身体測定	○保護者アンケート ○個人懇談
8月	○人権教育研修会 ○いじめ問題対策協議会（定例会）			○親子除草作業 ○学校運営協議会
9月	○情報交換会	○宿泊学習（5年） ○修学旅行（6年）	○身体測定	
10月		○陸上競技記録会 ○柳井市音楽会	○身体測定	○人権教育参観日 ○学校運営協議会
11月		○柳北文化フェスティバル ○持久走大会	○身体測定 ○教育相談	
12月	○全教職員による取組評価		○身体測定	○保護者アンケート ○個人懇談
1月			○身体測定	○参観日
2月	○基本方針の見直し ○情報交換会	○10歳のつどい（4年）	○身体測定 ○教育相談	○参観日 ○学校運営協議会
3月		○6年生を送る会	○身体測定	○小中情報交換会
通年	○対応策検討	○分かる授業の充実 ○楽しい学級づくり ○道徳教育、体験活動の充実 ○読書活動の充実 ○縦割り班活動	○健康観察 ○日常観察 ○いじめに関する情報収集（毎週木曜アンケート実施） ○相談ボックスの設置	○児童に関する相談 ○登下校の見守り ○柳北寺子屋 ○読み語り（1，2年）

①情報入手

《いじめ事案の情報源》

【内部情報】 児童生徒及び保護者からの訴え、生活アンケート、教育相談、日常の観察等
【外部情報】 地域、関係機関等



②情報共有

情報を得た教職員
【担任、部活動顧問、スクールカウンセラー（以下SC）等】

・生徒指導主任
・関係児童生徒学年等

管理職

いじめの疑いは一人で抱え込まず情報共有

③事実確認・方針検討

(1) いじめ対策委員会の開催①

○被害・関係児童生徒への聴き取り方法等を検討
※いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように（5W1H）

いじめの疑いがある場合は、すみやかに、いじめ対策委員会にて情報共有

(2) 被害児童生徒からの事実確認

○被害児童生徒へ聴き取り
○被害児童生徒の保護者へ報告
※家庭訪問等を行い、被害児童生徒の保護者からの要望を確認するなど被害児童生徒に寄り添った対応

※事案の内容等に配慮した聴き取り方法
（例：猥褻事案→女性教員が聴き取り）

(4) いじめ対策委員会の開催②

○把握した事実の確認
○今後の対応方針の検討

いじめの認否【別紙参照】
※重大事態の可能性を検討
（いじめ防止対策推進法を確認）

(3) 関係児童生徒からの事実確認

○関係児童生徒へ聴き取り
○聴き取りを行うことを関係児童生徒の保護者へ連絡
※聴き取りは一斉に実施、終了後は保護者へ報告

↑情報整理↓

学校対応いじめ事案

いじめ重大事態

④対応・経過観察

《臨時職員会議》

○教職員への情報共有（事案概要）
○指導方針（今後の対応等）、懲戒処分等（高校）の検討
※職員会議の前に生徒指導部で原案の作成

《被害・加害児童生徒の保護者への事案説明及び謝罪》

○被害・加害児童生徒の保護者への事案の説明及び謝罪
○被害児童生徒への支援説明、加害児童生徒への指導及び支援説明（SCとの教育相談等）

《再発防止及び指導・支援》

○SCによる被害・加害児童生徒への教育相談等
○加害児童生徒への指導
○学年集会等での全体指導
○定期的な保護者連絡

【発生から3か月後】
面談等によるいじめの解消を確認

- ①市町教育委員会または山口県教育委員会へ報告
- ②保護者説明会の開催・報道対応の検討
- ③被害保護者に調査委員会の設置報告及び調査方針の説明
※山口県いじめ防止基本方針のガイドラインを参考
【市町教育委員会】
いじめ重大事態に係る発生報告（国様式1、2）の提出
【県立学校】
いじめ重大事態に係る発生報告（県立学校用、国様式1、2）の提出

《調査部会（第三者）の設置及び調査》
※主体の判断は教育委員会

- | ①学校の設置者が主体 | ②学校が主体 |
|---------------------|----------------------------------|
| 学校の設置者が委員（第三者のみ）を選出 | 学校組織に第三者（SC、PTA会長、学校運営協議会長等）を加える |

《いじめ重大事態調査終了後》

- 【市町教育委員会】
いじめ重大事態報告書（各市町教委用）の提出
【県立学校】
いじめ事案調査報告書（県立学校用）の提出

《いじめ事案の情報入手》

- ①教職員の気付き(日常の観察等)
- ②本人からの訴え(教育相談、生活ノート、生活アンケート等)
- ③本人以外からの訴え(教育相談、生活アンケート、保護者からの訴え等)

①本人から被害の訴えがあり、「学校の調査」などの意向がある

②本人から被害の訴えはあるが、「学校の支援は不要」などの意向がある

③本人は被害について否定している

学校も一緒に対応することを伝え、本人及び保護者に調査することの了承を得られた

学校としてできる範囲内の情報収集(アンケート、関係児童生徒への聴き取り等)を行い、いじめとして疑いのある情報が得られた

加害児童生徒が特定できる

NO

学校としてできる範囲内で調査(アンケート等)を行い、加害児童生徒を特定できる
または、第三者からの加害行為があったと学校で判断できる

YES

NO

情報を基に、本人に再度確認したところ、いじめを訴えた

YES

NO

①へ

YES

加害児童生徒もいじめを認めている

YES

いじめ認知

被害・加害児童生徒、保護者、関係児童生徒へ適切な対応を進める

NO

第三者からの加害行為があったと学校で判断できる

NO

(A) 加害児童生徒は行動・発言を認めているが、いじめとしては認めていない

(B) 周囲からの情報はあが、加害児童生徒は行動・発言は認めていない

(C) 周囲からの情報はなく、加害児童生徒も行動・発言を認めていない

(A)

(B)

(C)

いじめ認知

いじめ認知

いじめ認知

継続調査・対応

相手の気持ちについて考えさせ、いじめという言葉を用いず状況改善を促す

状況がいじめになることを理解させ、状況によってはいじめという言葉を用いずに改善を促す

状況について、本人及び保護者に説明し、今後も見守りを継続する旨を伝える

NO

YES

いじめ認知

状況及び今後の支援について本人及び保護者に説明し、各関係機関と連携しながら継続して対応する旨を伝える

NO

YES

継続調査・対応

状況について、本人及び保護者に説明し、今後も見守りを継続する旨を伝える

YES

いじめ認知

認知した上で、加害児童生徒に確認して事案を解消する必要があることを本人及び保護者に説明する

NO

継続調査・対応

周囲に確認して事案を解消する必要があることを本人及び保護者に説明し、行為者を特定する対応に努める

継続調査・対応

状況について、本人・保護者に説明し、今後も見守りを継続する旨を伝える

SNS等による猥褻・性被害事案 対応フローチャート

山口県教育庁学校安全・体育課

(1) 本人及び保護者等から
被害の訴え

(2) 警察から情報提供

関係教職員と情報共有及び今後の対応について検討

情報を得た教職員
【担任、部活動顧問、ス
クールカウンセラー等】

・生徒指導主任
・関係児童生徒学年団

管理職

警察の助言を受け、警察の指示を仰ぐ
(情報の提供、保護者への説明等)



被害児童生徒からの聴き取り

【留意点】

①被害児童生徒の性別に配慮した対応

被害者が女子児童生徒の場合は、女性教職員が複数で聴き取りを対応

②SNS等でのやりとりをした内容を保存

※SNSでやりとりした内容及び画像等はスクリーンショットで保存

警察の捜査が終了後、警察の了承を得て、学校で被害児童生徒または加害児童生徒への聴き取り

《情報整理》

教育委員会への報告及び所管警察署への相談

①市町教育委員会または山口県教育委員会へ報告

②所轄警察署に相談し、今後の対応及び画像の拡散防止等について助言を受ける

性犯罪行為等の犯罪行為は画像の拡散などの2次被害を発生させないように、警察と連携して早期対応を図る

警察の指示で
学校は動くよう
依頼される

YES

(2)へ

NO

被害児童生徒保護者への説明

①事案の説明

②警察等と連携した今後の対応について(被害届の提出等)※被害者が警察に相談することも可能であることを伝える

③被害児童生徒への支援方法

加害児童生徒が特定できる

YES

加害児童生徒からの聴き取り

①被害児童生徒の要望に配慮した聴き取り

②警察からの助言を元にした聴き取り

職員会議等で情報共有を図り、今後の支援及び懲戒処分(高校)の検討
【参考資料】「懲戒処分の適正手続き等について(通知)」(H16.1.21)

被害児童生徒の支援
加害児童生徒の指導・支援

継続調査・対応

学校は事案の状況について、本人・保護者に説明し、今後も見守りを継続する旨を伝えとともに、再発防止に向けた取組を検討する

専門家(スクールカウンセラー、警察等)と連携しながら、被害・加害児童生徒、保護者、関係児童生徒へ適切な対応を進める